

平成29年度

あきた産学官連携未来創造研究事業

募 集 要 領

秋田県あきた未来創造部あきた未来戦略課

# 目 次

<b>I 事業の概要</b>	<b>1</b>
1 目的	・・・ 1
2 募集する研究テーマ（対象分野）	・・・ 1
3 事業内容	・・・ 2
① 萌芽シーズ育成・連携促進事業	
② フィージビリティスタディ事業	
③ あきた創生シーズ展開事業	
④ あきたイノベーション創出研究開発事業	
<b>II 応募方法等</b>	<b>4</b>
1 応募書類の提出期限	・・・ 4
2 応募書類の作成	・・・ 4
3 応募にあたっての留意事項	・・・ 5
4 提出先	・・・ 5
5 提出方法	・・・ 5
6 審査結果（採否）の通知	・・・ 5
7 その他	・・・ 5
<b>III 秘密の保持</b>	<b>6</b>
<b>IV 研究開発テーマの選定等</b>	<b>6</b>
1 選定方法	・・・ 6
2 審査基準等	・・・ 6
3 研究開発テーマの決定及び通知	・・・ 7

<b>V</b>	<b>契約</b>	<b>7</b>
1	委託契約の締結等	・・・ 7
2	委託経費の内容	・・・ 8
	① 萌芽シーズ育成・連携促進事業	
	② フィージビリティスタディ事業、あきた創生シーズ展開事業	
	③ あきたイノベーション創出研究開発事業	
3	共同研究契約	・・・ 10
4	再委託契約	・・・ 10
5	委託契約の変更	・・・ 11
6	実施計画の変更	・・・ 11
<b>VI</b>	<b>成果</b>	<b>11</b>
1	研究の進捗状況の確認	・・・ 11
2	研究成果報告書の提出等	・・・ 11
3	研究成果報告会	・・・ 11
4	知的財産権の帰属	・・・ 11
5	その他	・・・ 11
<b>VII</b>	<b>募集等のスケジュール</b>	<b>12</b>
<b>VIII</b>	<b>問い合わせ先</b>	<b>12</b>



## I 事業の概要

### 1 目的

新事業・新産業を創出するためには、大学等、公的試験研究機関、企業、行政が、組織や産業分野の垣根を越えた連携によりイノベーションを創出することが重要です。

本事業は、研究開発のステージに対応した秋田県版の競争的研究資金であり、研究シーズの実用化、企業ニーズ等の具現化に向け、有望な研究シーズを共同研究につなぐほか、共同研究を促進することにより、新たな技術・事業・産業の創出を目指すものです。

#### 【本事業実施の成果として期待するもの】

- ・新技術・新製品等の開発につなぐ
- ・県内企業等への付加価値の高い技術の移転
- ・国等の大型研究開発資金や事業化資金の獲得の前提となる成果の創出
- ・研究開発の上位のステージへのステップアップ

### 2 募集する研究テーマ（対象分野）

#### （1）各事業共通事項

- ① 本県の県政運営指針である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」の戦略を構成する施策の方向性（施策2又は施策3）に合致する研究開発であること。

#### 【参考：施策の方向性】

施策2：秋田の成長戦略を牽引する企業の育成と成長分野への新たな事業展開

施策3：「新エネルギー立県秋田」の創造と環境・リサイクル産業の拠点化

- ② 本県の産業振興、県民の福祉の向上に寄与すること。

#### （2）あきたイノベーション創出研究開発事業

- ① 下表の「あきた科学技術振興ビジョン」等で定める研究開発領域に該当し、本事業の実施により事業化が推進されるもの。
- ② 応募前において既に研究開発を進めており、研究の熟度が高まっているもの。
- ③ コンソーシアム内において、研究機関から民間企業等への技術移転が、特許等の実施許諾又は譲渡等により、研究期間内に着実に行われる見通しがあるもの。
- ④ 将来の新事業創出のためのロードマップ及びプロセス等が明確に示され、かつ確実に実行されると見込まれるもの。

重点分野	研究開発領域
短期集中的に取り組むべき研究開発領域	
環境・資源・新エネルギー分野	リサイクル技術領域 バイオマス利活用領域
ナノテクノロジー・材料分野	ナノエレクトロニクス領域 材料技術領域 精密加工技術領域
ライフサイエンス分野	生物機能活用による物質生産技術領域 医工連携技術領域 高齢者支援技術領域
中長期にわたり継続的に取り組むべき研究開発	
環境・資源・新エネルギー分野	低環境負荷社会対応技術領域
ライフサイエンス分野	基礎研究・臨床応用への橋渡し研究・臨床研究領域 県民の健康増進技術領域 高品質で安全性の高い農林水産物生産技術領域

※「あきた科学技術振興ビジョン」（平成23年3月策定、平成26年3月改定）及び「重点分野別研究開発方針」（平成23年3月策定、平成26年3月改定）より

### 3 事業内容

#### ① 萌芽シーズ育成・連携促進事業

- 事業期間：1か年
- 事業費：30万円以内
- 実施機関：1の県内大学等（大学、高専等の高等教育機関）
- 契約形態：県と実施機関との委託契約
- 事業内容：県内大学等が、県内企業等との共同研究に向けた研究開発シーズの磨き上げ等を行う。（県内大学等の単独研究調査）
- 採択想定数：2件

## ② フィージビリティスタディ事業

- 事業期間：1か年
- 事業費：80万円以内
- 実施機関：1以上の県内大学等・公設試と1以上の県内企業等  
※県内大学等・公設試と県内企業等が事業に参画する場合にあっては、  
県外大学等・公設試及び県外企業等も実施機関として事業に参画できます。
- 契約形態：県と代表実施機関との委託契約（県立の試験研究機関が代表実施機関となる場合を除く。）
- 事業内容：県内大学等・公設試と県内企業等が連携して、実用化のための研究開発シーズとしての実現可能性調査を共同して行う。なお、次のa、bをあわせて行うこと。
  - a 試作調査
  - b 市場調査、知的財産調査などの調査
- 採択想定数：3件

## ③ あきた創生シーズ展開事業

- 事業期間：1か年
- 事業費：200万円以内
- 実施機関：1以上の県内企業等と1以上の県内大学等・公設試  
※県内企業等と県内大学等・公設試が事業に参画する場合にあっては、  
県外大学等・公設試及び県外企業等も実施機関として事業に参画できます。
- 契約形態：県と代表実施機関との委託契約（県立の試験研究機関が代表実施機関となる場合を除く。）
- 事業内容：県内企業等と県内大学等・公設試が連携して、実用化に向けた基盤技術確立のための研究開発を共同して行う。
- 採択想定数：2件

## ④ あきたイノベーション創出研究開発事業

- 事業期間：3か年以内
- 事業費：600万円以内／年
- 実施機関：2以上の県内企業等と1以上の県内大学等・公設試  
※2以上の県内企業等と1以上の県内大学等・公設試が事業に参画する場合にあっては、県外大学等及び県外企業等も実施機関として事業に参画できます。

- 契約形態：県とコンソーシアム<sup>※1</sup>の管理法人<sup>※2</sup>との委託契約（県立の試験研究機関が管理法人になる場合を除く。）（※各年度に契約を締結します。）
- 事業内容：県内企業等と県内大学等・公設試が連携して、実用化技術の開発を目指すとともに、県内企業等への技術移転が確実に見込まれる研究開発を共同して行う。
- 採択想定数：1件

※1 本事業におけるコンソーシアムとは、2以上の県内企業等と1以上の県内大学等・公設試などの実施機関からなる共同研究開発グループであり、実施機関、研究代表者、連携責任者<sup>※3</sup>、管理法人によって構成していただく必要があります。

※2 管理法人とは、県が研究開発に係る委託契約をする相手方（受託者）であり、研究開発プロジェクト全体の運営管理、コンソーシアムの参画団体間の調整、資金管理の統括等を行い、プロジェクトの遂行責任及び最終責任を負います。このため、十分な管理能力・体制、財務の健全性を備えている必要があります。実施機関のうち1つの法人（県内企業等又は県内大学等・公設試に限る。）が、管理法人を兼ねることは差し支えありません。

※3 連携責任者については、新規採用・既採用及び常勤・非常勤の別は問いません。また、研究者等が連携責任者を兼ねることは、差し支えありません。

#### 【連携責任者の主要な役割】

- ・共同研究開発に係るコンソーシアム内の調整
- ・研究成果の技術移転に係る内部調整・対外調整
- ・事業化・製品化に係る内部調整・対外調整
- ・その他研究開発プロジェクト遂行のために必要な調整

## II 応募方法等

### 1 応募書類の提出期限

①「萌芽シーズ育成・連携促進事業」、「フュージビリティスタディ事業」及び「あきた創生シーズ展開事業」

- 平成29年5月10日（水） 午後5時まで

②「あきたイノベーション創出研究開発事業」

- 平成29年5月24日（水） 午後5時まで

### 2 応募書類の作成等

当該募集要領と、あきた産学官連携未来創造研究事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）を熟読のうえ作成してください。



実施要綱に定める様式を使用し、A4版、片面印刷、左側縦2穴として、左上をダブルクリップ等で1カ所とめて提出してください。

提案書には、代表実施機関の代表者印又はコンソーシアムの管理法人の代表者印を押印してください。また、提案書（概念図を含む。）を保存した電子媒体（CD-ROM 1枚）についても提出をお願いします。電子ファイルは、提案書については「Microsoft Word（バージョン2002～2010）」、概念図については「Microsoft Word（バージョン2002～2010）」又は「Microsoft PowerPoint（バージョン2002～2010）」により表示・印刷可能な形態としてください。CD-ROMには、代表実施機関名又はコンソーシアムの管理法人名、研究開発プロジェクト名をラベル面に明記してください。

実施要綱、応募書類（提案書様式）、募集要領は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「あきた未来戦略課」のページからダウンロードできます。

(<http://www.pref.akita.lg.jp>)

### 3 応募にあたっての留意事項

- ① 同一の研究テーマで2以上の事業に応募することはできません。
- ② 事業の全部を一括して第三者に再委託することはできません。
- ③ 本事業の委託料で支弁する経費については、国、県、その他法人等の他の補助、助成又は委託等の対象と重複させることはできません。
- ④ 応募した研究内容と、国、県、その他法人等の他の補助、助成又は委託等の対象となっている研究内容を重複させることはできません。

### 4 提出先

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

秋田県あきた未来創造部 あきた未来戦略課 科学振興・産学官連携班

### 5 提出方法

郵送、宅配便、持参のいずれも可。

ファクス、電子メールによる提出は、受け付けません。

### 6 審査結果（採否）の通知

採択・不採択にかかわらず、応募したすべての代表実施機関又は管理法人に採否を通知します。

### 7 その他

- ① 提出された応募書類は、返却しません。
- ② 提出期限終了後の応募書類の差し替え、追加等は認めません。
- ③ 応募状況等により募集期間の延長や追加募集をすることがあります。その場合は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「あきた未来戦略課」のページにてお知らせします。

### Ⅲ 秘密の保持

- ① 応募書類は、本事業の委託先選定のためのみに用い、秋田県庁内で厳重に管理します。
- ② 採択された研究開発については、申請者の名称、研究テーマの名称を秋田県公式 Web サイト「美の国あきたネット」等で公表します。企業情報等の秘密保持の観点から、採択・不採択にかかわらず、応募書類の研究開発内容等の公表は行いません。ただし、他の助成機関等からの依頼・問い合わせがあった際には、その依頼等が妥当と認められた場合は、使用目的を限定して申請者の名称、研究テーマ、事業の概要等をお知らせすることがあります。
- ③ 取得した個人情報については、法令等により提供を求められた場合を除き、委託先選定の目的以外で利用することはありませんが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。なお、審査の実施にあたり、応募書類の写しを審査委員に送付することがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ④ また、県が開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等の案内、資料送付等に取得した個人情報を利用することがあります。

### Ⅳ 研究開発テーマの選定等

#### 1 選定方法

研究開発テーマの選定は、研究開発分野に関連する秋田県の担当者等による一次審査、二次審査により決定します。

なお、あきたイノベーション創出研究開発事業については、学識経験者（外部審査員）による一次審査を行います。

#### 2 審査基準等

応募資格を満たす研究テーマについて、次の項目等をもとに審査を行います。

##### (1) 研究開発内容

- ① 新産業・新事業の創出により秋田県の産業振興に寄与するものであるか。
- ② 研究開発の目的・目標、研究の内容が最新の技術トレンドに比較して適切か。
- ③ 研究開発の着眼点、研究開発手法等に特色があるか。
- ④ 市場調査、知的財産調査、試作調査等の内容は適切か。
- ⑤ 新規性や独創性、既存の研究成果を拡充する研究開発であるか。
- ⑥ 学術面に顕著な波及効果があるか。
- ⑦ 研究開発に要する経費は、研究計画に照らし適切であり、各費目の必要性や金額等に合理的な理由が認められるか。

⑧ 法令上許認可等の手続きが必要なものは、対応がなされているか。

(2) 研究開発体制

① 調査・研究スケジュールは適切か。

② 代表者及び分担者の責任体制、役割分担等が明確で適切か。

③ 研究開発に必要十分な人的資源が確保され、所期の成果を上げることが期待できるか。

(3) 事業化・製品化の可能性（あきたイノベーション創出研究開発事業）

① 研究期間内における民間企業等への技術移転の方針が、具体的スケジュールとともに明確に示されているか。

② 事業終了後の製品の市場投入・事業化に向けた具体的計画や見通しが明確かつ妥当かどうか。

(4) プレゼンテーション（あきたイノベーション創出研究開発事業）

一次審査を通過した提案については、研究代表者等によるプレゼンテーションによる二次審査を実施します。二次審査の審査会の日時、プレゼンテーションの詳細等は、一次審査の終了後に管理法人に連絡します。

### 3 研究開発テーマの決定及び通知

応募された研究開発テーマの採択・不採択の結果については、申請した代表実施機関又は管理法人に速やかに通知します。

また、審査は非公開で行いますが、採択された研究開発テーマについては、代表実施機関又は管理法人の名称、研究開発テーマの名称を県のウェブサイト等で公表します。

なお、採択に当たっては、委託料の額を調整する場合や、条件を付す場合があります。

## V 契約

### 1 委託契約の締結等

本事業により採択された研究開発については、代表実施機関又は管理法人が県と委託契約を締結することにより実施することになります。

なお、委託契約が終了する日までに研究成果報告書を提出していただきます。

※ 契約金額は、県が負担する必要性を考慮して算定する等のため、提案額と一致しないこともあります。契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結に至らない場合もあります。

あきたイノベーション創出研究開発事業（3か年事業）については、各年度において当該年度の契約を締結します。各年度の契約については、各年度において提出していただく実施計画書の内容を精査した上で委託料を決定します。なお、県は、各年度の事業終了後に研究成果報告書により評価を行います。評価の結果、明らかに目的・目標の達成や成果を得る見通しがないと判断される場合は、委託契約を締結しないものとします。また、各年度の契約締結前に行われた物品発注、旅行、雇用等の行為については、委託契約の対象経費とはなりませんので注意してください。また、後述の再委託契約を行う場合にあっても、県の委託契約前に再委託先が行う同様の行為については、対象となりません。

## 2 委託経費の内容

研究開発のための経費として県が負担する委託料は、次の①～③のとおりです。

### ① 萌芽シーズ育成・連携促進事業

区 分		内 容
直 接 経 費	I 設備取得費	取得価格が3万円以上（消費税込）以上で、かつ、1年以上の使用に耐えうるものであり、研究開発に直接必要な研究機器又は機械装置等であって消耗品ではないものの購入費。 原則として直接経費合計の50%未満とする。 なお、パソコンについては、汎用性があるため、試験研究機器に付属したデータ処理用を除き、原則として対象として認められません。
	II 人件費	研究開発業務に直接従事する研究員、研究補助員、パート等に労働の対価として支払うもの及び雇用主が負担する法定福利費
	III その他の経費	消耗品費（資材、部品、消耗品等で取得価格が3万円未満（消費税込）のもの又は使用期間が1年未満のもの）、旅費・調査費、機器等の賃借料等、印刷製本費、通信運搬費、その他研究開発のため直接必要と認められる経費
IV 消費税等		I～IIIに係る消費税額の計

#### ※ 「III その他の経費」の例示

旅費・調査費（研究開発の際に必要な現地調査旅費等）

賃借料（委託事業を実施するにあたり必要な機械装置等の賃借料、リース料等）

印刷製本費（成果報告作成費用、データとりまとめ費用、レポート作成費用等）

通信運搬費（連絡調整、データの受け渡しに係る費用等）

② フィージビリティスタディ事業、あきた創生シーズ展開事業

区 分		内 容
直 接 経 費	I 設備取得費	取得価格が3万円以上（消費税込）以上で、かつ、1年以上の使用に耐えうるものであり、研究開発に直接必要な研究機器又は機械装置等であって消耗品ではないものの購入費。 原則として直接経費合計の50%未満とする。 なお、パソコンについては、汎用性があるため、試験研究機器に付属したデータ処理用を除き、原則として対象として認められません。
	II 人件費	研究開発業務に直接従事する研究員、研究補助員、パート等に労働の対価として支払うもの及び雇用主が負担する法定福利費
	III その他の経費	消耗品費（資材、部品、消耗品等で取得価格が3万円未満（消費税込）のもの又は使用期間が1年未満のもの）、旅費・調査費、機器等の賃借料等、印刷製本費、通信運搬費、その他研究開発のため直接必要と認められる経費
IV 再委託費		代表実施機関が、委託業務の一部を他の実施機関に再委託するのに要する経費（再委託先の費目等は、I～III、Vに準拠）
V 消費税等		I～IVに係る消費税額の計

※ 「III その他の経費」の例示

旅費・調査費（研究開発の際に必要な現地調査旅費等）

賃借料（委託事業を実施するにあたり必要な機械装置等の賃借料、リース料等）

印刷製本費（成果報告作成費用、データとりまとめ費用、レポート作成費用等）

通信運搬費（連絡調整、データの受け渡しに係る費用等）

### ③ あきたイノベーション創出研究開発事業

区 分		内 容
直 接 経 費	I 設備取得費	取得価格が20万円以上（消費税込）以上で、かつ、1年以上の使用に耐えうるものであり、研究開発に直接必要な研究機器又は機械装置等であって消耗品ではないものの購入費。 なお、パソコンについては、汎用性があるため、試験研究機器に付属したデータ処理用を除き、原則として対象として認められません。
	II 人件費	委託業務に直接従事する研究員、連携責任者、研究補助員、パート等に労働の対価として支払うもの及び雇用主が負担する法定福利費
	III その他の経費	消耗品費（資材、部品、消耗品等で取得価格が20万円未満（消費税込）のもの又は使用期間が1年未満のもの）、旅費・調査費、機器等の賃借料等、印刷製本費、通信運搬費、特許出願関連経費、その他研究開発のため直接必要と認められる経費
IV 再委託費		管理法人が、委託業務の一部を実施機関に再委託するのに要する経費（再委託先の費目等は、I～III、VIに準拠）
V 管理費		直接経費及び再委託費の10%を上限とする
VI 消費税等		I～Vに係る消費税額の計

#### ※「I 設備取得費」の上限

原則として、管理法人及び実施機関の設備取得費（3か年）の和（消費税込み。）は、県が支払う委託料合計（3か年）の3分の1以内とします。

#### ※「III その他の経費」の例示

旅費・調査費（研究開発の際に必要な現地調査旅費等）

賃借料（委託事業を実施するにあたり必要な機械装置等の賃借料、リース料等）

印刷製本費（成果報告作成費用、データとりまとめ費用、レポート作成費用等）

通信運搬費（連絡調整、データの受け渡しに係る費用等）

特許出願関連経費（弁理士代行手続き費用、調査費用等）

### 3 共同研究契約

代表実施機関又は管理法人は、実施機関との間で共同研究の内容について定めた共同研究契約を締結してください。

また、代表実施機関又は管理法人は、共同研究契約に基づき共同研究を進行管理し、共同研究終了後に成果を確認する必要があります。

### 4 再委託契約

事業に参画する実施機関が実際に分担する研究項目に係る費用については、代表実施機関又は管理法人から実施機関に再委託することができます。再委託する場合は、県と代表実施機関又は管理法人との間で締結した委託契約に準じた再委託契約を締結してください。

なお、共同研究契約と再委託契約の内容をあわせた契約とすることは、差し支えありません。

## 5 委託契約の変更

委託経費の総額に変更がある場合は、委託契約の変更を行う必要があります。

## 6 実施計画の変更

次の①～③に該当する場合には、事前に県に実施計画変更の申請を行い、承認を受ける必要があります。

① 実施機関の変更を行う場合

② 委託費の経費の区分における費目間の流用を行う場合で、いずれかの費目において3割を超えて増減する場合

③ 委託費の経費の区分における人件費の額を増額する場合

# VI 成果

## 1 研究の進捗状況の確認

研究の途中において進捗状況を確認するため、県の担当職員が研究代表者を訪問し、途中経過の説明を求めるほか、経理の状況等について確認します。

また、必要に応じて代表実施機関、管理法人、連携責任者、コーディネータ等に、研究の進捗状況について報告を求めることがあります。

## 2 研究成果報告の提出等

研究を終了したとき又は委託業務の完了期限のいずれか早い日までに、研究成果報告書を提出していただきます。研究成果報告書については、内容について審査等を行い、研究の実施結果及び委託契約の履行を確認します。

委託費を概算払した場合において、履行されていない部分があったり、認められた経費以外への使途があったときなどには、相当する金額を県に返還していただきます。

## 3 研究成果報告会

年度末（3月）に開催を予定している研究成果報告会において、プレゼンテーションによる研究成果の概要を発表していただきます。

## 4 知的財産権の帰属

本事業による研究開発の実施により発生した知的財産権の取扱いについては、共同研究契約等により定めておく必要があります。

## 5 その他

委託契約の終了後において、県が実施する追跡調査、評価、特許等の取得状況調査、事業化状況調査などに御協力いただく場合があります。

## Ⅶ 募集等のスケジュール

	・萌芽シーズ育成・連携促進事業 ・フィージビリティスタディ事業 ・あきた創生シーズ展開事業	・あきたイノベーション創出研究 開発事業
応募期限	平成29年5月10日（水）	平成29年5月24日（水）
審査（予定）	5月中旬～5月下旬	5月下旬～6月中旬
委託先決定（予定）	5月下旬	6月下旬
契約締結・研究開始 （予定）	6月中旬	7月中旬

## Ⅷ 問い合わせ先

秋田県あきた未来創造部 あきた未来戦略課  
科学振興・産学官連携班  
TEL 018-860-1262／FAX 018-860-1225  
（〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1）